

平成16年(行ウ)第497号
公金支出差止(住民訴訟)請求事件
原告 深澤洋子外43名
被告 東京都知事外4名

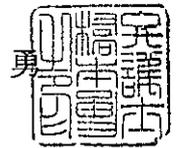
証拠説明書

平成18年7月4日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本



被告ら指定代理人

中村次良



同

平野善彦



同

貫井彩



同

藤本清孝



同

前田康行



同

吉野正禎



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人	森田雅文	
同	吉原信貴	
同	井上学	

被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人	後藤謙二	
同	熊本敬治	
同	玉田嘉喜	
同	大和田隆夫	
同	大坪安則	
同	内野祐章	
同	向山公博	

被告東京都財務局経理部総務課長

指定代理人	鳥海正富	
-------	------	---

被告東京都水道局長指定代理人

同	山室徳幸	
同	藤代将彦	
同	佐々木宏章	

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙94	官報(平成13年9月18日付) (抜粋) (利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更)	写し	H13.9.18	財務省印刷局	平成13年国土交通省告示第1458号により利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(第4次フルプラン)が改定されているとおり、第4次フルプランが現時点でも有効な計画であること。
乙95	官報(平成14年12月11日付)(抜粋) (利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更)	写し	H14.12.11	財務省印刷局	平成14年国土交通省告示第1077号により利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(第4次フルプラン)が改定されているとおり、第4次フルプランが現時点でも有効な計画であること。
乙96	新しい全国総合水資源計画(ウォータープラン21)	写し	H11.6	国土庁	①(22頁、23頁、44頁及び45頁) 「通常の年」、「水不足の年」及び「先行開発水」の定義 ②(1頁及び65頁) 全国総合水資源計画が、水資源に関する総合的な諸施策を検討する上での単なる指針的役割を果たすものにすぎないものであること。
乙97	平成17年版日本の水資源(抜粋)	写し	H17.8	国土交通省土地・水資源局水資源部	①(29頁及び30頁) 左記公表によれば、都市用水の使用量は、「昭和40年以降増加してきたが、近年は社会・経済状況等を反映してほぼ横ばい傾向にある」こと。 ②(31頁) ・左記公表によれば、生活用

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
					<p>水の使用量は、「近年ほぼ横ばい傾向にある」こと。</p> <p>・左記公表によれば、1人当たりの生活用水の使用量は、「近年ほぼ横ばい傾向にある」こと。</p> <p>③ (19頁及び21頁)</p> <p>気候変動が水資源に与える影響について、将来において年降水量が増大しても水資源の安定性は必ずしも向上するものではなく、地域によっては渇水の危険性が高まる場合があること。</p>
乙98	平成11年版 日本の水資源 (抜粋)	写し	H11.8	国土庁	左記公表によれば、生活用水の使用量の傾向は、「昭和50年以降着実に上昇しており、年平均2.3%の伸びとなっている」であること。
乙99	水道用語辞典 第二版(抜粋)	写し	H15.3.31	社団法人日本 水道協会	「有収率」とは、有収水量(料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量)を給水量(配水量)で除したものであること。
乙100	水道施設設計 指針 2000年 版(抜粋)	写し	H12.3.31	社団法人日本 水道協会	<p>① (30頁及び31頁)</p> <p>水道需要量の推計の主な手法の一つに、重回帰分析による手法があること。</p> <p>② (25頁)</p> <p>計画負荷率の設定に当たっては、長期的傾向や過去の実績のみならず、気象状況や社会経済状況等の様々な要因を踏まえて決定する必要があること。</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
					<p>あること。</p> <p>③ (15頁及び54頁) 水道は、平常時はもとより、災害時及び非常時においても安定的な給水確保が求められることから、計画取水量等の決定に当たっては余裕を見込むことが必要であること。</p>
乙101	東京都の地盤沈下と地下水の現況検証について —地下水対策検討委員会検討のまとめ— (抜粋)	写し	H18.5	東京都環境局	多摩地区の地下水は、揚水規制により地盤沈下が沈静化してきているものの、地域によっては依然として地盤沈下の進行が予測され、今後も揚水規制の継続が必要な状況にあること。
乙102	調査資料 NO.51(抜粋)	写し	H7.3	東京都水道局	<p>① (4頁、5頁及び14頁) 平成6年の渇水では、同年7月29日から9月19日までの長期にわたり給水制限が続き、給水制限率も最大15%となり、昼夜あわせて12時間に及ぶ減圧給水が行われたこと。</p> <p>② (51頁、64頁及び96頁) ・都では、渇水による影響を最小限に抑えるため、給水制限の実施に併せて都民への情報提供や節水等の要請を行ったこと。 ・その結果、苦情こそなかったものの、合計で1944件</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
					<p>もの問い合わせがあったこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園などの噴水の中止、プールの使用時間の短縮などの社会的な影響も発生したこと。
乙103	産経新聞記事 (H6.8.3夕刊)	写し	H6.8.3	産業経済新聞社	平成6年の渇水時に大規模な給水制限を行った結果、工場の生産ライン縮小などの社会的な影響が発生したこと。